

## 印旛沼及び手賀沼に係る湖沼水質保全計画（第7期）【素案】の概要

### 1 長期ビジョン

#### (1) 印旛沼

「恵みの沼をふたたび」という基本理念のもと、水清く、自然の恵みにあふれ、穏やかで豊かな印旛沼流域を再生することを目指す。

#### (2) 手賀沼

水質改善・水量回復、生物生息環境の保全、人と水との関わり合いの強化の視点から、かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境を再生するとともに、環境基準を達成することを目指す。

### 2 計画期間

平成28年度から32年度までの5年間とする。

### 3 水質目標値

単位：mg/L

項目	印旛沼			手賀沼		
	平成27年度 現況	平成32年度 ※		平成27年度 現況	平成32年度 ※	
		目標	参考		目標	参考
COD 75%値	14	13 (13.6)	14 (14.1)	9.3	9.0 (9.04)	9.4 (9.35)
【参考】COD 年平均値	11	10 (10.4)	11 (11.2)	8.1	7.7 (7.78)	8.1 (8.11)
全窒素 年平均値	2.4	2.3 (2.38)	2.4 (2.43)	2.1	2.0 (2.02)	2.2 (2.16)
全りん 年平均値	0.13	0.11 (0.117)	0.13 (0.133)	0.13	0.12 (0.123)	0.13 (0.133)

※ 平成32年度における「目標」は、計画で定める各種対策を目標どおり実施した場合を、「参考」は、平成28年度以降、追加的な対策を実施しない場合を想定した数値であり、括弧内はシミュレーションによる予測値を示している。

なお、目標値については、より積極的な水質改善の取組を推進するため、予測値の最後の桁を切り捨てた数値を採用した。

#### 4 印旛沼に係る主な水質保全対策

##### (1) 生活系対策

下水道の整備、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進等により生活排水対策を推進する。

項目	指標	単位	平成 27 年度		平成 32 年度	増
下水道の整備	処理人口	千人	634	→	647	13
	普及率	%	80.9	→	82.2	1.3
高度処理型合併処理浄化槽の設置	設置基数	基	3,180	→	4,456	1,276
農業集落排水施設の整備	使用人口	人	4,365	→	4,533	168
	使用率	%	83.7	→	86.8	3.1

##### (2) 工場・事業場排水対策

水質汚濁防止法など法や条例による規制とともに、指導・啓発を実施する。

##### (3) 面源系対策

市街地対策として、雨水浸透施設の設置促進、透水性舗装の整備、調整池の改良などの流出水対策を実施する。

また、農地対策として、適正施肥や環境にやさしい農業の推進などにより、肥料投入量の削減を図る。

項目	指標	単位	平成 27 年度		平成 32 年度	増
雨水浸透施設の設置	設置基数	基	112,134	→	143,640	31,506
透水性舗装の整備	整備面積	m <sup>2</sup>	437,398	→	560,590	123,191
貯留浸透施設の設置	設置箇所数	箇所	489	→	1,780	1,291
路面・側溝清掃	総延長	km/5年	—	→	19,258	—
調整池の清掃	清掃汚泥量	m <sup>3</sup> /5年	—	→	1,730	—
調整池の改良	改良箇所数	箇所	—	→	1	—

##### (4) 沼等の直接浄化対策

流入河川等においては、水路のしゅんせつ等により、沼内においては、植生帯の整備、大量に繁茂したオニビシの刈取り等により、直接浄化を図る。

###### ① 流入河川等の浄化対策

項目	指標	単位	平成 27 年度		平成 32 年度	増
多自然川づくり	整備総延長	m	11,959	→	18,977	7,018
水路しゅんせつ	しゅんせつ汚泥量	m <sup>3</sup> /5年	—	→	2,256	—
水路清掃	清掃総延長	km/5年	—	→	7.0	—

###### ② 沼の浄化対策

項目	指標	単位	平成 27 年度		平成 32 年度	増
植生帯の整備	整備箇所数	工区	—	→	1	—
オニビシの刈取り	刈取箇所数	箇所	—	→	2	—

## 5 手賀沼に係る主な水質保全対策

### (1) 生活系対策

下水道の整備、高度処理型合併処理浄化槽の設置促進等により生活排水対策を推進する。

項目	指標	単位	平成 27 年度		平成 32 年度	増
下水道の整備	処理人口	千人	474	→	487	13
	普及率	%	91.2	→	91.8	0.6
高度処理型合併処理浄化槽の設置	設置基数	基	863	→	1,362	499

### (2) 工場・事業場排水対策

水質汚濁防止法など法や条例による規制とともに、指導・啓発を実施する。

### (3) 面源系対策

市街地対策として、雨水浸透施設の設置促進、透水性舗装の整備、貯留浸透施設の設置などの流出水対策を実施する。

また、農地対策として、適正施肥や環境にやさしい農業の推進などにより、肥料投入量の削減を図る。

項目	指標	単位	平成 27 年度		平成 32 年度	増
雨水浸透施設の設置	設置基数	基	29,113	→	35,457	6,344
透水性舗装の整備	整備面積	m <sup>2</sup>	126,646	→	164,764	38,118
貯留浸透施設の設置	設置箇所数	箇所	—	→	484	—
路面・側溝清掃	総延長	km/5年	—	→	3,003	—
調整池の清掃	清掃汚泥量	m <sup>3</sup> /5年	—	→	4,650	—
市街地等初期雨水浄化対策	下水道への取込水量	m <sup>3</sup> /年	50,000	→	50,000	—

### (4) 沼等の直接浄化対策

流入河川等においては、水路のしゅんせつ等により、沼内においては、北千葉導水事業による浄化用水の導水（最大 10m<sup>3</sup>/秒）、植生帯の整備等により、直接浄化を図る。

#### ① 流入河川等の浄化対策

項目	指標	単位	平成 27 年度		平成 32 年度	増
多自然川づくり	整備総延長	m	4,680	→	6,579	1,899
水路しゅんせつ	しゅんせつ汚泥量	m <sup>3</sup> /5年	—	→	1,530	—
水路清掃	清掃総延長	km/5年	—	→	29.2	—

#### ② 沼の浄化対策

項目	指標	単位	平成 27 年度		平成 32 年度	増
植生帯の整備	整備箇所数※	箇所	2	→	2	—

※ 1箇所完了・1箇所整備中→2箇所完了

## 6 調査研究・普及啓発等（印旛沼・手賀沼共通）

### （1）調査研究の推進

沼の水質汚濁メカニズムの解明や、水質浄化技術に係る調査等を通じて、今後の効果的な対策の検討を進めるとともに、気候変動など近年の新たな課題への対応を図るため、総合的な調査研究を推進する。

### （2）沼及び流入河川の水質状況の把握

水質汚濁防止法に基づく定期的な水質の監視・測定などを通じ、沼及び流入河川の水質の状況を的確に把握する。

### （3）地域住民等に対する啓発等

#### ① 環境学習の推進

各種講演会・学習会や、自然観察会や船上見学会等の体験型学習などを実施し、沼の水質保全に関する知識の普及と意識の高揚を図る。

#### ② 地域住民等の協力

ポスターやパンフレット等による啓発活動を通じて、水質の状況や計画の趣旨等の周知を図り、地域住民等に対して各種対策への協力を求める。

## 7 流出水対策推進計画

沼への汚濁負荷の割合が大きく、市街地・農地等からの流出水対策を推進すべき地区として指定した「流出水対策地区」（印旛沼：鹿島川流域 手賀沼：大津川流域）において、引き続き、重点的な対策を実施する。